



第20回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

平成30年 6 月26日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前 9 時30分）

■ 開催場所

東京都千代田区六番町 1 番 7 号
Ohmae@workビル
地下 1 階 セミナーホール

■ 決議事項

第 1 号議案	剰余金の処分の件	32 P
第 2 号議案	監査役 1 名選任の件	33 P
第 3 号議案	取締役に対する譲渡制限 付株式の割当てのための 報酬決定の件	34 P
第 4 号議案	監査役に対する譲渡制限 付株式の割当てのための 報酬決定の件	36 P

証券コード：2464

株式会社ビジネス・ブレイクスルー

株 主 各 位

東京都千代田区六番町1番7号
株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
代表取締役社長 大 前 研 一

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
- 2 場 所 東京都千代田区六番町1番7号
Ohmae@workビル 地下1階 セミナーホール
- 3 目的事項
報告事項 1. 第20期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bbt757.com>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bbt757.com>）に掲載させていただきます。また、本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

# 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、アジアの新興国等の経済動向や地政学的リスク、欧米の政策動向など海外の政治・経済の不確実性が高まるなか不透明な状況で推移いたしました。また、わが国経済は、海外経済の不確実性など先行き不透明感を残しているものの、企業収益や雇用情勢の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。

文部科学省より設置認可されたビジネス・ブレイクスルー大学（以下「BBT大学」という。）大学院では、春期・秋期の学生168名が入学したほか、法人企業を対象に、アントレプレナー（起業家）のスキルとマインドを持ちつつ、企業内のアセットや人材を動かし新規事業を創生できる人材の養成を目的に「IDP-社内起業家養成プログラム（Intrapreneur Development Program）」を平成29年4月に開講いたしました。

BBT大学経営学部では、春・秋期の学生153名が入学したほか、平成29年4月に仕事に必要な高度な知識や能力の取得など学び直しを目的とする社会人、従業員の能力の向上を目指す企業をサポートできるよう働きながら受講できる「履修証明プログラム」（全8プログラム）を設置いたしました。本プログラムは、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムと評価され、平成29年12月に文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定されました。うち5プログラムについては、平成30年4月付で厚生労働省「専門実践教育訓練指定講座」にも指定されました。

BBT大学オープンカレッジを含む個人向けの各教育プログラムにつきましては、リニューアルに伴い販売を停止した講座があったことなどから一部の教育プログラムが軟調に推移したものの、法人向け教育サービスにつきましては、法人営業の体制強化するなか、既存取引先の深耕や新規案件の獲得など堅調に推移いたしました。

また、日本のスポーツ産業を活性する人材の育成を目指し「スポーツビジネス実践講座（SAP）」を平成29年4月に開講し、地方創生・産業立国推進への取組みの一環としてグローバルで通用する観光地の開発及び経営を実践できる人材の育成を目的に、JTBグループの(株)JTBコミュニケーションデザインと共同開発した「次世代観光を創発する「Tourism Leaders School」」を平成29年7月に開講いたしました。オーストラリアのボンド大学と提携するBond-BBT MBAプログラムでは、これまでの日本語・英語の両言語で履修するこれまでのコースに加え、平成30年1月開講期より、修了に必要な科目を英語のみで履修する「ALL ENGLISHコース」の設置、平成30年3月にリニューアルを完了した「新 問題解決必須スキルコース」、「戦略的思考トレーニング」の販売を再開す

るなど教育サービスの拡充に取り組みました。

連結子会社が運営し、日本国内で5校目の国際バカロレア（IB）の全教育プログラムの認定校である「アオバジャパン・インターナショナルスクール」では、同スクールの教育内容や学習環境の向上への取り組み等の認知が進んだ結果、生徒数が増加し本年度スクールイヤー（平成29年8月下旬～翌年7月上旬）は、生徒数454名（前期：436名）で開始いたしました。

また、昨年中に開設した「アオバジャパン・バイリンガルプリスクール」の2拠点の業績が期首より寄与するとともに、7番目となる幼児教育の拠点を平成30年4月に開設（東京都三鷹市）すべく、施設の改修や人員採用など幼児教育拠点の拡充に向けた準備を進めました。国際バカロレア（IB）PYPの認定候補校である「サマーヒルインターナショナルスクール」、「アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 早稲田キャンパス」では教育カリキュラムや教員研修を強化しつつ運営の安定化に継続して取り組みました。

更に、全社において運営、業務の見直しやその過程において教育カリキュラムの統廃合にも取り組み運用、業務の効率化とコスト低減を図りました。

なお、第4四半期において保有資産の再評価による特別損失39百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、5,090百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は431百万円（同28.1%増）、経常利益は438百万円（同26.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は237百万円（同4.9%増）となり、売上高は過去最高を7期連続で更新し、営業利益、経常利益も2期連続で過去最高を更新いたしました。

（ご参考）

・国際バカロレア（IB）

インターナショナルスクールの卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的として1968年に国際バカロレア機構が発足されました。国際バカロレア機構は、スイスのジュネーブに本部を置き、認定校に対する共通カリキュラムの作成や国際バカロレア試験の実施及び国際バカロレア資格の授与などを行っています。

国際バカロレアには、3歳～19歳の子どもの年齢に応じて3つのプログラムがあります。

- (1) PYP(Primary Years Programme：初等教育プログラム) 3歳～12歳
- (2) MYP(Middle Years Programme：中等教育プログラム) 11歳～16歳
- (3) DP(Diploma Programme：ディプロマ資格プログラム) 16歳～19歳

DPの課程を修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際バカロレア資格を取得することが出来ます。国際バカロレア資格は、国際的に認められている大学入学資格の1つであり、日本においても昭和54年に「スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの」について、大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者として指定されています。

また、政府の「教育再生実行会議」においてもグローバル人材育成の環境整備のために、国際バカロレア認定校を200校まで大幅な増加を図る旨の提言がなされています。

(ご参考2)

サマーヒルインターナショナルスクール、アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 早稲田キャンパスは、国際バカロレア (IB) 「初等教育プログラム」 (PYP) の候補校 (※) です。

両校はIBワールドスクール (IB認定校) としての認定に向けた申請段階にあります。このIBワールドスクールとは、「質の高い、チャレンジに満ちた国際教育に信念をもって取り組むことにコミットする」という理念を共有する学校です。サマーヒルインターナショナルスクール、アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 早稲田キャンパスも、このような教育に取り組むことが、生徒にとって重要なことであると信じています。

※IBの「初等教育プログラム」 (PYP) 、「中等教育プログラム」 (MYP) 、「ディプロマ資格プログラム」 (DP) の3つのプログラム (及び「IBキャリア関連サーティフィケート」) を実施することができるのは、国際バカロレア機構に認定された学校のみです。候補校であることは、IBワールドスクールとして認定されることを保証するものではありません。IB及びIBのプログラムの詳細については、ウェブサイト (<http://www.ibo.org>) をご覧ください。

## (2) 資金調達の状況

当社グループは、銀行借入により、平成29年5月、平成29年7月及び平成29年11月に総額で720百万円の資金調達を実施いたしました。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、総額978百万円であります。主な内訳は以下のとおりであります。

|                |        |
|----------------|--------|
| ・ 研修施設の建設・改修   | 751百万円 |
| ・ 保養所の用地取得・建設  | 42百万円  |
| ・ 社内業務システムの開発  | 14百万円  |
| ・ 三鷹キャンパスの開園準備 | 74百万円  |

なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

## (4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループでは、今後もさらに事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していくうえで対処すべき課題として、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① 国際バカロレア(IB)の普及・拡大

当社グループが、今後プラットフォームサービス事業の業容拡大を目指すためには、「アオバジャパン・インターナショナルスクール」が既に認証取得しているCIS、NEASCに留まらず、国際的に認められている大学入学資格の一つである国際バカロレア (IB) の取得による先駆的な教育プログラムの提供が重要なものとなります。今後は、「アオバジャパン・インターナショナルスクール」のサテライトキャンパスの拡大とIBカリキュラム導入を推進し、プラットフォームサービス事業の一層の収益拡大に努めてまいります。

### ② 法人営業の強化

当社グループの収益拡大のためには、限られた経営資源を集中する必要があります。このため当社グループでは、企業全体のマネジメント教育を「新人から社長まで」一括して引き受けられるよう大型提案に経営資源を集中する等、法人営業を強化していく方針であります。具体的には、顧客企業の人事教育制度そのものに当社グループが提供するマネジメント教育のプログラムが採用されるよう各種各様のニーズに対して、コンテンツと遠隔教育システムのバリエーションの拡充と品質の更なる向上・維持によって応えてまいります。また、トップマネジメント層を対象とする研修の実施や顧客企業による研修利用が可能な集合研修施設の活用による、当社グループの遠隔型マネジメント教育事業の一層の普及を図り、収益拡大に努めてまいります。

### ③ 遠隔教育システムの開発

当社グループが、今後遠隔型マネジメント教育事業の業態拡大を目指すためには、遠隔教育システムとコンテンツの親和性が非常に重要なものとなります。今後は独自で設計開発してきた遠隔教育システムのプラットフォームである“AirCampus®（遠隔型学習環境統合システム）”を機能の強化及び学習支援の運用も含め、より充実させてまいります。

### ④ 人材の確保と育成

当社グループの事業拡大には、優秀な人材の確保と育成が欠かせません。当社グループでは、目的達成のために主体的かつ積極的に行動できる起業家的な人材の確保、当社グループの企業カルチャーと企業ミッションを共有化できる人材の育成が課題と考えております。

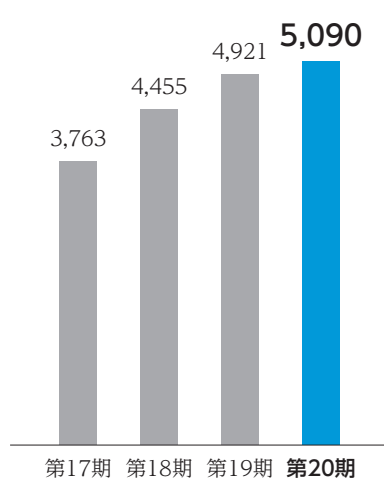
## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

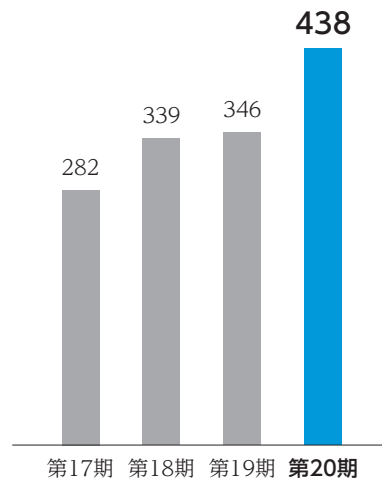
| 区 分                  | 第17期<br>(平成27年3月期) | 第18期<br>(平成28年3月期) | 第19期<br>(平成29年3月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)             | 3,763,039          | 4,455,959          | 4,921,729          | 5,090,297                       |
| 経常利益 (千円)            | 282,828            | 339,709            | 346,849            | 438,406                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 216,704            | 270,365            | 226,913            | 237,985                         |
| 1株当たり純利益 (円)         | 19.04              | 21.52              | 15.92              | 16.69                           |
| 総資産 (千円)             | 5,401,696          | 6,681,378          | 6,832,796          | 7,608,915                       |
| 純資産 (千円)             | 3,197,341          | 4,515,560          | 4,628,412          | 4,723,745                       |
| 1株当たり純資産 (円)         | 281.79             | 316.71             | 324.63             | 331.32                          |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

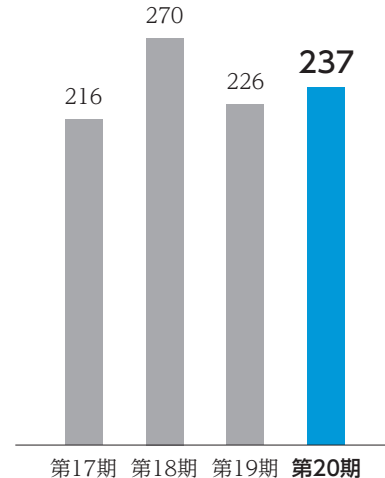
▶ 売上高 (百万円)



▶ 経常利益 (百万円)



▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

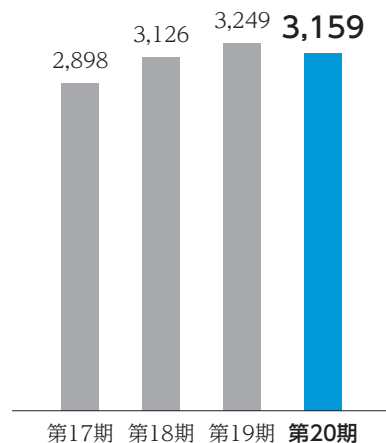


## ② 当社の財産及び損益の状況

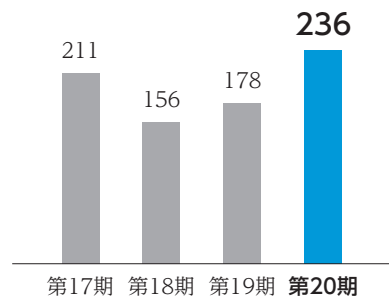
| 区 分                 | 第17期<br>(平成27年3月期) | 第18期<br>(平成28年3月期) | 第19期<br>(平成29年3月期) | 第20期<br>(当 事 業 年 度 )<br>(平成30年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)          | 2,898,683          | 3,126,791          | 3,249,963          | <b>3,159,104</b>                   |
| 経 常 利 益 (千円)        | 211,625            | 156,913            | 178,791            | <b>236,849</b>                     |
| 当 期 純 利 益 (千円)      | 99,155             | 96,462             | 106,798            | <b>122,351</b>                     |
| 1 株 当 期 純 利 益 (円)   | 8.71               | 7.68               | 7.49               | <b>8.58</b>                        |
| 総 資 産 (千円)          | 4,773,219          | 5,768,907          | 5,902,568          | <b>6,397,344</b>                   |
| 純 資 産 (千円)          | 3,122,448          | 4,266,765          | 4,259,515          | <b>4,239,300</b>                   |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 275.20             | 299.26             | 298.75             | <b>297.34</b>                      |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

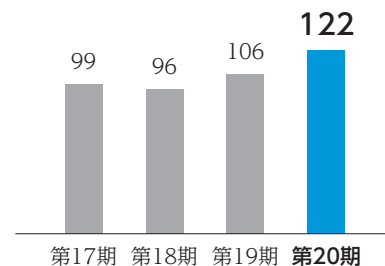
### ▶ 売上高 (百万円)



### ▶ 経常利益 (百万円)



### ▶ 当期純利益 (百万円)



## (7) 主要な事業の内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの事業区分及び主要な事業の内容は、以下のとおりであります。

| 事業区分            | 主  な  事業  の  内  容                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マネジメント教育サービス    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントコンテンツと遠隔教育システムを利用したマネジメント教育プログラムの提供</li> <li>・ビジネス・ブレイクスルー大学/大学院の運営</li> </ul>                                                                    |
| 経営コンテンツメディアサービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な配信メディアを通じた経営コンテンツの配信</li> </ul>                                                                                                                      |
| プラットフォームサービス    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アオバジャパン・インターナショナルスクールの運営</li> <li>・JCQバイリンガル幼稚園の運営</li> <li>・サマーヒルインターナショナルスクールの運営</li> <li>・アオバジャパン・バイリンガルプリスクールの運営</li> <li>・ブレンド型教育の企画・運営</li> </ul> |

## (8) 主要な事業所の状況（平成30年3月31日現在）

| 名 称                              | 事 業 所                             | 所 在 地   |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 当社                               | 本店：六番町オフィス                        | 東京都千代田区 |
|                                  | 支店：麴町オフィス                         | 東京都千代田区 |
| (株)アオバインターナショナル<br>エデュケーションシステムズ | アオバジャパン・インターナショナルスクール<br>光が丘キャンパス | 東京都練馬区  |
|                                  | アオバジャパン・インターナショナルスクール<br>目黒キャンパス  | 東京都目黒区  |
| 現代幼児基礎教育開発(株)                    | JCQバイリンガル幼稚園 晴海キャンパス              | 東京都中央区  |
|                                  | アオバジャパン・バイリンガルプリスクール<br>芝浦キャンパス   | 東京都港区   |
|                                  | アオバジャパン・バイリンガルプリスクール<br>早稲田キャンパス  | 東京都新宿区  |
| Summerhill International(株)      | サマーヒルインターナショナルスクール                | 東京都港区   |

## (9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 278名 | 11名増        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(70名)は含まれておりません。  
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べ11名増加いたしました。主な要因は、プラットフォームサービス事業における幼児教育拠点を新設したためであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 区分     | 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|-----------|-------|--------|
| 男性     | 60名  | 4名減       | 38.4歳 | 6.0年   |
| 女性     | 71名  | —         | 36.8歳 | 4.8年   |
| 合計又は平均 | 131名 | 4名減       | 37.5歳 | 5.3年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（36名）は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| (株) みずほ銀行  | 562,500千円 |
| (株) 三井住友銀行 | 562,500千円 |

## (11) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 子 会 社 名                       | 資 本 金     | 当社の議決権比率           | 主 な 事 業 内 容                                  |
|-------------------------------|-----------|--------------------|----------------------------------------------|
| (株)アオバイインターナショナルエデュケーションシステムズ | 61,210千円  | 100.0%             | ・アオバジャパン・インターナショナルスクールの運営<br>・ブレンド型教育の企画・運営  |
| 現代幼児基礎教育開発(株)                 | 72,250千円  | 100.0%<br>(100.0%) | ・JCQバイリンガル幼稚園の運営<br>・アオバジャパン・バイリンガルプリスクールの運営 |
| Summerhill International(株)   | 3,000千円   | 100.0%<br>(100.0%) | ・サマーヒルインターナショナルスクールの運営                       |
| (株)BBリゾート                     | 9,990千円   | 100.0%             | ・研修施設の管理、運営                                  |
| ハイダウェイ熱川リゾートプロジェクト投資事業任意組合    | 305,000千円 | 100.0%<br>(100.0%) | ・研修施設の建設                                     |

(注) 議決権の所有割合の( )内の数値は、間接所有割合であり議決権比率の内数であります。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当該事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,255,600株
- ③ 株主数 4,267名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 大前 研一                     | 5,924,300株 | 41.56% |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）    | 283,200    | 1.99   |
| 宮本 雅史                     | 198,000    | 1.39   |
| 伊藤 泰史                     | 193,100    | 1.35   |
| F.W.HUIBREGTSEN           | 188,000    | 1.31   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口5） | 168,200    | 1.18   |
| 村井 純                      | 166,000    | 1.16   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）  | 146,000    | 1.02   |
| 日森 潤                      | 144,000    | 1.01   |
| 黄 茂雄                      | 130,000    | 0.91   |

（注）持株比率は、自己株式（576株）を控除して算出しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年3月31日現在)

|                                              |                             |
|----------------------------------------------|-----------------------------|
| 発行決議日                                        | 平成24年6月26日                  |
| 新株予約権の数                                      | 3,025個                      |
| 新株予約権等の目的となる株式の種類と数                          | 普通株式<br>605,000株            |
| 新株予約権の発行価額                                   | 新株予約権1個当たり255円              |
| 新株予約権の権利行使価額                                 | 222円                        |
| 権利確定条件                                       | (注) 1.                      |
| 権利行使期間                                       | 自 平成25年4月1日<br>至 平成34年7月11日 |
| 取締役(社外取締役を除く)<br>新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 1,600個<br>320,000株<br>6名    |
| 社外取締役<br>新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         | 100個<br>20,000株<br>1名       |
| 監査役<br>新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数           | 200個<br>40,000株<br>2名       |

(注) 1. (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。但し、当社又は当社の子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権者が当社に対する支援者としての地位(取締役会により支援の関係を認められたことによる地位)に基づき新株予約権の割当を受けている場合、権利行使時においても、当社に対する支援者の地位が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。

#### (2) 相続人による権利行使

##### ① 取締役、監査役、使用人の場合

新株予約権者が死亡した場合において相続人が未行使の本新株予約権を承継し、行使することにつき当社の取締役会の承認を得た場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、新株予約権者が、当社所定の書面により当社に対し相続人による権利行使を予め希望しない旨を届け出た場合は、この限りではない。

##### ② 貢献者等、当社に対して支援の関係にある者の場合支援者としての地位に基づき新株予約権を割り当てられた者につき、その者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効するものとする。

2. (1) 本新株予約権者は、当社が行使期間中に金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書における売上高が35億円以上であり、かつ、同連結損益計算書における営業利益が5億円以上の場合、以後本新株予約権を行使することができる。
  - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、使用人若しくは当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、本新株予約権者が取締役又は監査役の任期満了若しくは使用人の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、使用人若しくは当社の関係会社の取締役又は使用人の地位にない場合であっても、本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。
3. 上記表の株式数は、以下の株式分割の分割後の株式数に換算して記載しております。  
平成25年10月1日付（株式1株につき200株）

**② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**③ その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成30年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                     |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 大 前 研 一 | ビジネス・ブレイクスルー大学 学長                                                                                                           |
| 代表取締役副社長  | 柴 田 巖   | ビジネス・ブレイクスルー大学 事務総長<br>(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ 代表取締役社長<br>現代幼児基礎教育開発(株) 代表取締役社長<br>Summerhill International(株) 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 伊 藤 泰 史 | 社長特別補佐<br>(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ 取締役<br>(株)BBリゾート 代表取締役社長                                                             |
| 取 締 役     | 政 元 竜 彦 | コンテンツ企画、語学教育及び役員研修事業本部本部長<br>(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ 取締役<br>(株)BBTオンライン 代表取締役社長                                        |
| 取 締 役     | 徳 永 裕 司 | 財務・総務本部本部長<br>(株)BBリゾート 取締役<br>(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ 取締役                                                             |
| 取 締 役     | 門 永 宗之助 | ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長<br>ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 経営学研究科 研究科長                                                                         |
| 取 締 役     | 廣 瀬 光 雄 | ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 経営学研究科 教授                                                                                                 |
| 取 締 役     | 宇 田 左 近 | ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長<br>ビジネス・ブレイクスルー大学 経営学部 学部長                                                                               |
| 取 締 役     | 鈴 木 尚   | Global Brain Singapore Pte Ltd President                                                                                    |
| 取 締 役     | 寺 岡 和 治 | (株)寺岡精工 代表取締役会長兼Chief Technology Architect                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 森 井 通 世 |                                                                                                                             |
| 監 査 役     | 志 村 晶   | (株)リガク 代表取締役社長                                                                                                              |
| 監 査 役     | 村 田 正 樹 | MRTインターナショナル(株)代表取締役                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役のうち、鈴木尚氏、寺岡和治氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役のうち、森井通世氏、志村晶氏、村田正樹氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役森井通世氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、社外取締役寺岡和治氏並びに社外監査役森井通世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2名) | 122百万円<br>(1百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 9百万円<br>(9百万円)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 13名<br>(5名) | 132百万円<br>(10百万円) |

## ④ 社外役員に関する事項

イ．会社役員の重要な兼職の状況

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|-------|---------|--------------------------------------------|
| 取 締 役 | 鈴 木 尚   | Global Brain Singapore Pte Ltd President   |
| 取 締 役 | 寺 岡 和 治 | (株)寺岡精工 代表取締役会長兼Chief Technology Architect |
| 監 査 役 | 森 井 通 世 |                                            |
| 監 査 役 | 志 村 晶   | (株)リガク 代表取締役社長                             |
| 監 査 役 | 村 田 正 樹 | MRTインターナショナル(株)代表取締役                       |

(注) 上記各社と当社との間には、資本関係、重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 取締役会等への出席状況等                                                                              |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木 尚  | 当事業年度に開催した取締役会12回のうち8回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 取締役 | 寺岡 和治 | 当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。                    |
| 監査役 | 森井 通世 | 当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会12回の全てに参加、月に一度開催した経営会議8回に出席し、常勤監査役として業務監査・会計監査の観点から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 志村 晶  | 当事業年度に開催した取締役会12回のうち9回出席し、また監査役会12回のうち9回出席し、社外監査役の立場で必要な発言を適宜行っております。                     |
| 監査役 | 村田 正樹 | 当事業年度に開催した取締役会12回のうち7回出席し、また監査役会12回のうち7回出席し、社外監査役の立場で必要な発言を適宜行っております。                     |

- ハ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係  
該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,900千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、システム障害管理プロセスに関するシステム監査業務についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務遂行に関する状況を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を整備するとともに、内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、全社的な業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

監査役会が監査役会規程に則り策定する各事業年度の監査計画に基づき、適法性監査及び妥当性監査を推進する体制とするが、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他事項が発生した場合は、その都度取締役会において審議決定する。

常勤監査役は重要な会議への出席ができるものとする。また、取締役、執行役及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに業務及び財産状況を調査できるものとする。

また、当社は取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名の当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、コンテンツ、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に則り、原則月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役及び使用人による効率的な職務執行の確保、責任権限に関する事項を明確にするため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、取締役及び使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

⑤ 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程及びグループ子会社等の職務執行に関する規程を定め、各子会社の業務を適切に管理する。また、当社幹部が各子会社の取締役を兼務し、各社から業務執行状況の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行うものとする。

i. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、業務の遂行状況、財務状況等を定期的に当社の経営会議において報告する。

ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社は、各子会社において当社の体制に準じたりスク管理体制を構築し、これを維持する。

iii. 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 各子会社の業務運営については、必要に応じ子会社との会議を企画し、意思の疎通を図るものとする。

ロ. 各子会社が重要な経営判断を行う場合には、当社と事前に協議するものとする。

iv. 子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確認するための体制

各子会社は、各子会社において通報制度の整備、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し、運用する。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を社内に置かず、必要に応じて監査役から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査役の職務を補助するものとする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者（内部監査部門責任者）等の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項又は発生する恐れある事項、内部監査の実施状況などを速やかに報告する。当社は、当社の監査役及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び各子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、経営上の重要な課題について報告を求めることができる。また、監査役及び監査役会は、代表取締役及び取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。また、社内規程にその旨を明文化し周知徹底を図るとともに、弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、組織的に対応できる体制を整備するものとする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスについて

従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても従業員に対する周知を継続的に行っております。

### ② 取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役2名を含む10名により構成され、社外監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度において12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### ③ 内部監査体制について

内部監査計画に基づき業務監査を実施、業務の適正化に努めております。

### ④ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、このような基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員など当社の利害関係者においても重要な事項であり、当社としましては、基本方針の策定の必要性について継続的に検討してまいり所存であります。

## (8) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、各期の経営成績、企業体質の強化と今後の事業展開に向けた内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、継続的な配当の実施に努めることを基本方針としております。

なお、当社は、中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

---

本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,403,732</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,786,249</b> |
| 現金及び預金          | 1,693,994        | 買掛金             | 1,884            |
| 売掛金             | 259,498          | 短期借入金           | 975,000          |
| 仕掛品             | 165,270          | 1年内返済予定の長期借入金   | 100,000          |
| 貯蔵品             | 1,801            | 未払金             | 83,173           |
| 前払費用            | 92,349           | 未払費用            | 305,051          |
| 繰延税金資産          | 94,677           | 未払法人税等          | 106,827          |
| 未収消費税等          | 61,655           | 前受金             | 1,172,201        |
| その他             | 34,565           | 奨学還付引当金         | 400              |
| 貸倒引当金           | △80              | その他             | 41,711           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,205,183</b> | <b>固定負債</b>     | <b>98,920</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,287,109</b> | 長期借入金           | 50,000           |
| 建物及び構築物         | 1,933,099        | 繰延税金負債          | 3,435            |
| 機械装置及び運搬具       | 49,391           | 退職給付に係る負債       | 7,279            |
| 工具、器具及び備品       | 197,571          | 資産除去債務          | 35,814           |
| 土地              | 1,004,182        | その他             | 2,391            |
| 建設仮勘定           | 102,864          |                 |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,556,871</b> | <b>負債合計</b>     | <b>2,885,170</b> |
| 借地権             | 76,071           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| ソフトウェア          | 85,670           | <b>株主資本</b>     | <b>4,722,997</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 34,640           | 資本金             | 1,816,489        |
| のれん             | 1,343,820        | 資本剰余金           | 1,567,137        |
| その他             | 16,667           | 利益剰余金           | 1,339,513        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>361,202</b>   | 自己株式            | △143             |
| 投資有価証券          | 80,885           | <b>新株予約権</b>    | <b>747</b>       |
| 差入保証金           | 173,537          |                 |                  |
| 長期前払費用          | 82,120           | <b>純資産合計</b>    | <b>4,723,745</b> |
| 繰延税金資産          | 24,658           |                 |                  |
| その他             | 8,787            |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △8,787           |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,608,915</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>7,608,915</b> |

# 連結損益計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |           |
|---------------------|---------|-----------|
| 売上高                 |         | 5,090,297 |
| 売上原価                |         | 2,535,050 |
| 売上総利益               |         | 2,555,246 |
| 販売費及び一般管理費          |         | 2,123,399 |
| 営業利益                |         | 431,846   |
| 営業外収益               |         |           |
| 受取利息                | 39      |           |
| 寄付金収入               | 3,861   |           |
| 業務受託料               | 5,976   |           |
| その他                 | 6,168   | 16,045    |
| 営業外費用               |         |           |
| 支払利息                | 4,006   |           |
| 為替差損                | 7       |           |
| 投資有価証券評価損           | 4,588   |           |
| 固定資産除却損             | 651     |           |
| その他                 | 231     | 9,485     |
| 経常利益                |         | 438,406   |
| 特別損失                |         |           |
| 減損損失                |         | 45,952    |
| 税金等調整前当期純利益         |         | 392,454   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 148,830 |           |
| 法人税等調整額             | 5,639   | 154,469   |
| 当期純利益               |         | 237,985   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△) |         | △0        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         | 237,985   |

# 連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |      |           |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,816,489 | 1,567,137 | 1,244,078 | △143 | 4,627,562 |
| 連結会計年度変動額                |           |           |           |      |           |
| 剰余金の配当                   |           |           | △142,550  |      | △142,550  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |           | 237,985   |      | 237,985   |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動     |           |           |           |      |           |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） |           |           |           |      |           |
| 連結会計年度変動額合計              | —         | —         | 95,434    | —    | 95,434    |
| 当連結会計年度末残高               | 1,816,489 | 1,567,137 | 1,339,513 | △143 | 4,722,997 |

|                          | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|-------|---------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高              | 763   | 85      | 4,628,412 |
| 連結会計年度変動額                |       |         |           |
| 剰余金の配当                   |       |         | △142,550  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |       |         | 237,985   |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動     |       | △85     | △85       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | △16   | —       | △16       |
| 連結会計年度変動額合計              | △16   | △85     | 95,332    |
| 当連結会計年度末残高               | 747   | —       | 4,723,745 |

# 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-------------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>       | <b>2,025,166</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,105,652</b> |
| 現金及び預金            | 1,290,358        | 買掛金             | 1,884            |
| 売掛金               | 240,750          | 短期借入金           | 975,000          |
| 仕掛品               | 192,056          | 1年内返済予定の長期借入金   | 100,000          |
| 貯蔵品               | 1,700            | 未払金             | 31,500           |
| 前払費用              | 61,232           | 未払費用            | 220,015          |
| 繰延税金資産            | 17,389           | 未払法人税等          | 69,424           |
| 未収消費税等            | 61,655           | 未払配当金           | 2,648            |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 150,000          | 前受金             | 682,447          |
| その他               | 10,104           | 預り金             | 21,086           |
| 貸倒引当金             | △80              | 奨学還付引当金         | 400              |
| <b>固定資産</b>       | <b>4,372,177</b> | その他             | 1,244            |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>2,819,258</b> | <b>固定負債</b>     | <b>52,391</b>    |
| 建物                | 1,619,819        | 長期借入金           | 50,000           |
| 構築物               | 32,079           | その他             | 2,391            |
| 機械及び装置            | 35,059           |                 |                  |
| 車両運搬具             | 2,344            |                 |                  |
| 工具、器具及び備品         | 157,091          |                 |                  |
| 土地                | 952,416          |                 |                  |
| 建設仮勘定             | 20,446           |                 |                  |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>177,313</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>2,158,043</b> |
| 借地権               | 76,071           |                 |                  |
| 商標権               | 3,646            | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 特許権               | 11,074           | <b>株主資本</b>     | <b>4,238,553</b> |
| ソフトウェア            | 77,625           | <b>資本金</b>      | <b>1,816,489</b> |
| 電話加入権             | 1,335            | <b>資本剰余金</b>    | <b>1,567,137</b> |
| ソフトウェア仮勘定         | 7,560            | 資本準備金           | 1,382,888        |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>1,375,605</b> | その他資本剰余金        | 184,249          |
| 投資有価証券            | 23,410           | <b>利益剰余金</b>    | <b>855,069</b>   |
| 関係会社株式            | 309,896          | その他利益剰余金        | 855,069          |
| 関係会社長期貸付金         | 895,000          | 繰越利益剰余金         | 855,069          |
| 破産更生債権等           | 1,506            |                 |                  |
| 差入保証金             | 118,468          | <b>自己株式</b>     | <b>△143</b>      |
| 長期前払費用            | 78,219           | <b>新株予約権</b>    | <b>747</b>       |
| 繰延税金資産            | 64,936           |                 |                  |
| その他               | 17,109           |                 |                  |
| 貸倒引当金             | △132,941         | <b>純資産合計</b>    | <b>4,239,300</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>6,397,344</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,397,344</b> |

# 損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 3,159,104 |
| 売上原価         |         | 1,091,063 |
| 売上総利益        |         | 2,068,041 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,841,195 |
| 営業利益         |         | 226,846   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 7,932   |           |
| 為替差益         | 31      |           |
| 寄付金収入        | 1,861   |           |
| 業務受託料        | 5,976   |           |
| その他          | 3,542   | 19,344    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 4,006   |           |
| 投資有価証券評価損    | 4,588   |           |
| 固定資産除却損      | 651     |           |
| その他          | 95      | 9,341     |
| 経常利益         |         | 236,849   |
| 特別損失         |         |           |
| 減損損失         | 6,927   |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 40,999  | 47,927    |
| 税引前当期純利益     |         | 188,922   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 91,438  |           |
| 法人税等調整額      | △24,867 | 66,570    |
| 当期純利益        |         | 122,351   |

# 株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

|                        | 株 主 資 本   |           |          |           |                     |          |
|------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|----------|
|                        | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |          |           | 利 益 剰 余 金           |          |
|                        |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |
| 当事業年度期首残高              | 1,816,489 | 1,382,888 | 184,249  | 1,567,137 | 875,267             | 875,267  |
| 当事業年度変動額               |           |           |          |           |                     |          |
| 剰余金の配当                 |           |           |          |           | △142,550            | △142,550 |
| 当期純利益                  |           |           |          |           | 122,351             | 122,351  |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） |           |           |          |           |                     |          |
| 当事業年度変動額合計             | －         | －         | －        | －         | △20,198             | △20,198  |
| 当事業年度末残高               | 1,816,489 | 1,382,888 | 184,249  | 1,567,137 | 855,069             | 855,069  |

|                        | 株 主 資 本 |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|------------------------|---------|-----------|-------|-----------|
|                        | 自己株式    | 株主資本合計    |       |           |
| 当事業年度期首残高              | △143    | 4,258,751 | 763   | 4,259,515 |
| 当事業年度変動額               |         |           |       |           |
| 剰余金の配当                 |         | △142,550  |       | △142,550  |
| 当期純利益                  |         | 122,351   |       | 122,351   |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） |         |           | △16   | △16       |
| 当事業年度変動額合計             | －       | △20,198   | △16   | △20,215   |
| 当事業年度末残高               | △143    | 4,238,553 | 747   | 4,239,300 |

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー  
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ビ ジ ネ ス ・ ブ レ ー ク ス ル ー | 監 査 役 会   |
| 常 勤 監 査 役<br>( 社 外 監 査 役 )      | 森 井 通 世 ⑩ |
| 社 外 監 査 役                       | 志 村 晶 ⑩   |
| 社 外 監 査 役                       | 村 田 正 樹 ⑩ |

以 上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、各期の経営成績、企業体質の強化と今後の事業展開に向けた内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、継続的な配当の実施に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の長期的な視点に配慮しつつ上記の基本方針及び当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
  - ・ 当社普通株式1株につき金10円00銭（普通配当10円00銭）
  - ・ 配当総額 142,550,240円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月27日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役森井通世氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>(生年月日)                                                                                                                                                    | 略歴、当社の兼職の状況<br>(重要な兼職の状況)                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| もりいみちよ<br>森井通世<br>(昭和18年3月20日)                                                                                                                                    | 昭和45年10月 監査法人中央会計事務所(元 みずず監査法人)入所<br>平成元年4月 同法人代表社員<br>平成20年5月 (公財)交通遺児育英会監事(現任)<br>平成26年6月 当社常勤監査役(現任) | —          |
| (社外監査役候補者とした理由及び独立性について)<br>森井通世氏は、公認会計士として長年培った会計に関する知識と監査法人の経営にも携わった経験を有していることから、これらの知識・経験を監査体制に活かしていただくため社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。 |                                                                                                         |            |

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森井通世氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は、現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、森井通世氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成15年6月27日開催の当社第5回定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役年額10百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。

## 記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数90,000株（うち社外取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数18,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から40年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、平成15年6月27日開催の当社第5回定時株主総会において、年額500万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の監査役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社の監査役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の監査役は3名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

### 記

当社の監査役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査役に対し、当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役は、3年間から40年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該監査役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該監査役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

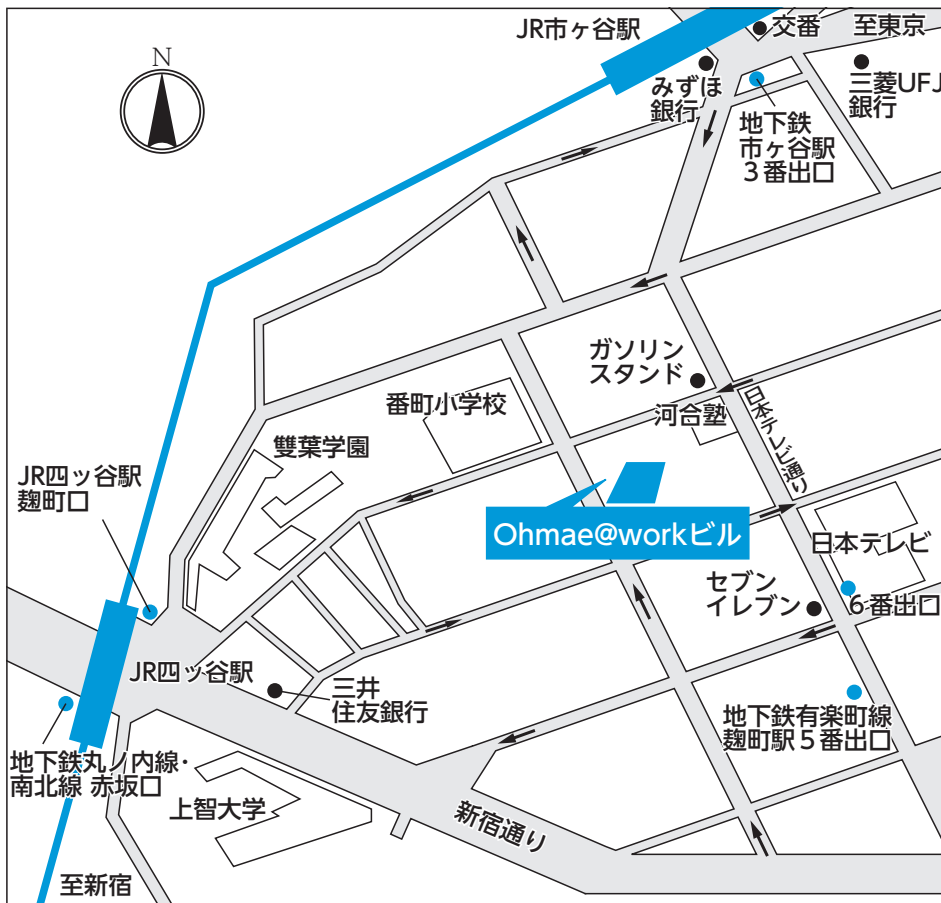
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場 ご案内図

会 場：東京都千代田区六番町1番7号  
Ohmae@workビル 地下1階 セミナーホール

最 寄 駅： ● 地下鉄有楽町線・麴町駅 5番出口より 徒歩約4分  
● J R、地下鉄・四ッ谷駅 より 徒歩約6分  
● J R、地下鉄・市ヶ谷駅 より 徒歩約6分



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。